議案第２８号

上越市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

上越市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上越市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年上越市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第１４条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「３パーセント」を「１パーセント」に改め、同条を同条第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第１４条に次の１項を加える。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

第１５条第１項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第３項中「、保証人」を削り、「第１２条」を「第１１条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第１４条及び第１５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。